

# 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令案（概要）

## 1. 改正の趣旨

平成 24 年 5 月に、水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 147 号）により、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する有害物質として、トランス-1・2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び 1・4-ジオキサンが追加されたことに伴い、これらの有害物質を排出する施設が設置されている工場について、新たに、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和 46 年法律第 107 号。以下「組織整備法」という。）における特定工場として、公害防止管理者等を選任させることとするため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 264 号。以下「組織整備法施行令」という。）の改正を行うものである。

## 2. 改正案の内容

### （1）特定工場の追加

1・4-ジオキサン及び塩化ビニルモノマーを含む汚水又は廃液を排出する施設が設置されている工場を、組織整備法第 2 条第 2 号の政令で定める工場（特定工場）とするため、下表の施設を組織整備法施行令別表第 1 に追加する。

なお、トランス-1・2-ジクロロエチレンについては、既に有害物質として排水規制及び地下浸透規制が行われているシス-1・2-ジクロロエチレンに関する施設と同様であるため、追加する施設はない。

表 組織整備法施行令別表第 1 に追加する施設

|   |
|---|
| ①水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 33 号に規定する施設のうち、 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 1・4-ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造施設</li><li>・ ポリエチレンテレフタレートの製造施設</li><li>・ 塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造施設</li></ul> |
| ②水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 34 号に規定する施設のうち、 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 2-クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造施設</li></ul>   |
| ③水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 35 号に規定する施設のうち、 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 2-クロロエチルビニルエーテルの製造施設</li></ul>   |
| ④水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 37 号に規定する施設のうち、 <ul style="list-style-type: none"><li>・ エチレンオキサイドの製造施設</li><li>・ エチレンオキサイドを原料として使用する石油化学製品の製造施設</li></ul>  |
| ⑤水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 38 号の 2 に規定する施設  |
| ⑥水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 46 号に規定する施設のうち、 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 1・4-ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造施設</li></ul>   |
| ⑦水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 47 号に規定する施設のうち、 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 1・4-ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造施設</li></ul>  |
| ⑧水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 50 号に規定する施設のうち、 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 1・4-ジオキサンの試薬の製造施設</li></ul>  |
| ⑨水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 66 号の 2 に規定する施設  |

(2) 施行期日

公布の日から施行する。

(3) 経過措置

この政令によって新たに公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理人（以下「公害防止管理者等」という。）を選任する必要が生じた特定事業者については、一定期間、選任すべき公害防止管理者等が有資格者であることを要しないこととする。